

プレミアム付商品券事業のお知らせ

商品券の取扱店舗を募集します

＜申込期間＞

8月1日(木)～12月27日(金)
ただし、9月13日(金)までに登録された店舗は店舗一覧チラシに掲載予定。9月14日(土)以後に登録された店舗は市ウェブサイトに掲載予定。

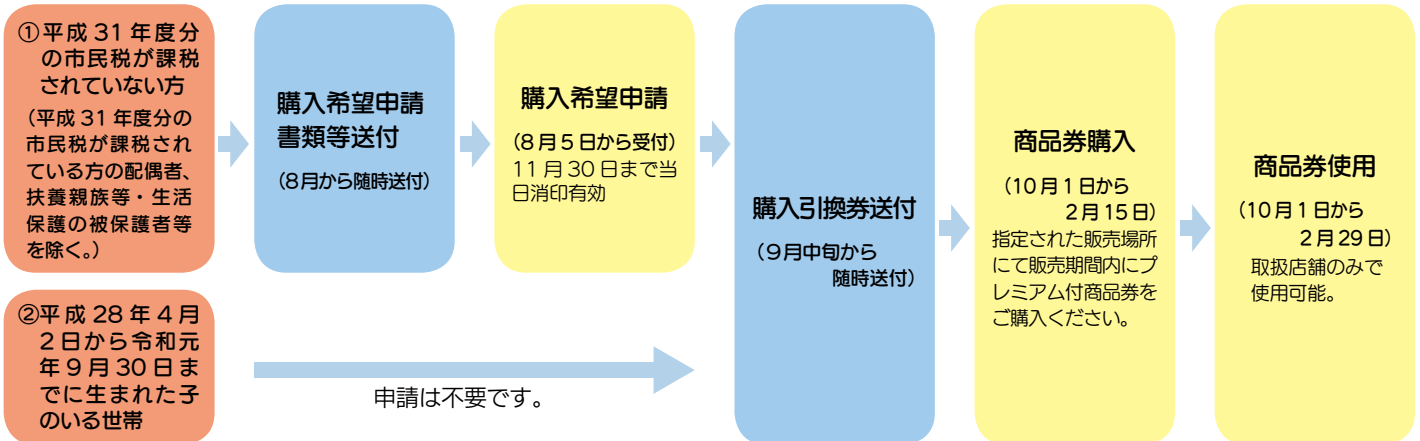
※取扱店登録資格および商品券の取扱いができない商品などは募集要項に記載しています。

＜申込方法＞

取扱店登録申請書ほか必要書類を添えて羽曳野市商工会窓口にて、お申し込みください。
※申請書などは商工会および市役所にあります。
市ウェブサイトからダウンロード可。



事業の概要



- ◆ 商品券の購入可能額
- ①市民税非課税の方：購入対象者一人につき 25,000円 (販売額 20,000円)
 - ②子育て世帯主の方：平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子ども一人につき 25,000円 (販売額 20,000円)
- ※分割での販売 (5,000円の商品券を4,000円で購入×5回) も実施します。

ご注意

- 一定の居住地を持たない方でいずれの市町村にも住民登録がされていない方は、平成31年1月2日以降であっても住民登録の手続きを行えば、申請をすることができます。
- DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童で、他の市町村から住民登録を移さずに羽曳野市にお住まいの方には、本市で申請を受けることができる場合がありますので、ご相談ください。

特殊詐欺・個人情報の詐欺にご注意ください！

市区町村や内閣府などがATMの操作をお願いしたり、手数料などの振り込みを求めることはありません。不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署 (または警察相談電話 (#9110)) にご連絡ください。

【問合せ】産業振興課プレミアム付商品券事業担当
☎ 072-947-3726 (直通)

多文化共生推進ボランティア募集

【申込・問合せ】市民協働ふれあい課 (多文化共生・国際交流担当)
☎ 072-958-1111 内線1060 FAX 072-958-0397
✉ shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp

外国人住民の方々が、安心・快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、地域における多文化共生社会の実現に向け、ボランティアを募集します。

＜活動内容＞

- 語学ボランティア (通訳・翻訳) 市が実施する多文化共生推進事業の通訳/市役所窓口、病院、学校、観光ガイドの通訳/外国人向け生活情報誌または各種申請書などの翻訳/災害時の翻訳 など
- ホストファミリー 一定期間外国人住民の「ホームステイ (宿泊)」、「ホームビジット (招待)」
- ゲストティーチャー 小学校に国際理解授業の一環として訪問をする活動 など
- 災害ボランティア 災害多言語支援センターでの活動/避難所巡回 など
- 文化ボランティア 日本文化または伝統芸術を紹介、海外諸国の情報や文化の紹介/市が実施する外国人住民との交流イベントの企画および運営 など

＜ボランティアに登録するには＞

市民協働ふれあい課に登録申込書を提出してください。活動ごとに一定の登録要件があるので、要件を満たしているか審査、面接を行います。

■登録申込書は、市民協働ふれあい課窓口、市ウェブサイトからダウンロード可。または、担当課メールに「ボランティア登録希望」と送信いただくと登録申込書を返信いたします。

＜登録ボランティアへの謝礼＞市から謝礼金を支給します。
※多文化共生社会実現に向けて、皆様からの活動の提案もお待ちしております。

登録ボランティアに活動を依頼できる団体 (人)

市内在住・在学・在勤の外国人住民の方。

登録ボランティアに活動を依頼するには

市民協働ふれあい課に活動依頼書 (詳細はお問い合わせください) を提出してください。内容を審査した後、登録ボランティアを紹介いたします。(内容によっては、紹介できない場合があります。)